

2009.11.27

保護者各位

立教池袋中学校・高等学校
校長 鈴木 弘

新型インフルエンザに関する対応について (10)

学期末を迎え慌ただしい毎日を送っておりますが、いかがお過ごしでしょうか。本校に於ける新型インフルエンザの感染率は11/13現在で中学生44%、高校生36%の合計40%となっております。まだまだ予断を許さない状況ではありますが、今後の対応については文科省や東京都からの通達を踏まえて、以下のように変更いたします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

● 臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖）等の判断

臨時休業等は校内での感染者発生の様子をみて総合的に判断する。

● 健康観察のお願い

毎朝登校前の検温及び健康観察を行い、「37.5℃以上で咳・鼻水・のどの痛み・悪寒等の症状がある場合」は登校を見合わせ、病院等の受診をする。

※感染が確認された場合（強い疑いを含む）

発症した日の翌日から7日間もしくは解熱後2日間を出席停止期間とし、再登校の際は医師の診断を受けるのが望ましいが、医師による治癒証明書等は不要で、本校の場合は「インフルエンザによる欠席届」を提出する。

※感染の疑いがない場合

病院等の領収書などで受診が確認できる場合は欠席扱いとはしない。また同様の基準で学校が早退をさせた場合も、インフルエンザ疑いとして欠席扱いとはしない。

● 基礎疾患を有する場合

健康観察を十分に行い、早めに主治医に相談すること。同一学級に感染者が出た場合、学級閉鎖等になるまでの自主的な欠席は欠席扱いとしない。その場合、基礎疾患に関する事前の届け出や診断書を提出する。

● 同居者が感染した場合（変更）

同居する家族が感染した場合、特段の理由がない限り、本人の健康観察に問題がなければ通常登校とする。その際には万々に備えてマスク着用等の感染拡大防止に努める。

※今後の情報は、クラスの電話連絡網や本校ホームページにアップします。

(本校ホームページ <http://ikebukuro.rikkyo.ac.jp/>)